



空き家の解体費用を助成します！

対象空き家の要件を全て満たす空き家の解体工事を行った場合には、経費の一部を助成します。 問 危機管理課 ☎ 22-2206

対象空き家の要件

- ① 空家等対策の推進に関する特別措置法による特定空家(※)の勧告を受けていない住宅
- ② 昭和56年5月31日以前に建築された住宅
- ③ 市内の戸建て住宅(店舗併用住宅は延べ床面積の2分の1以上が住宅)
- ④ 市内にある個人所有の住宅
- ⑤ 1年以上空き家であること
- ⑥ 5年以内に市の補助金交付を受けていない住宅
- ⑦ 不動産業を営む者が営利目的で所有するものではない住宅

※各要件の詳細については事前にお問い合わせください。

※特定空家とは？

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適正管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等。

補助対象

次の要件を全て満たす方で、空き家の所有者または相続人

- ① 市税の滞納がない方
- ② 所有者、相続人が複数の場合は全員の同意が必要
- ③ 補助対象空き家に所有権以外の権利が設定されている場合は、解体することに関して、当該権利人の同意を得ていること

補助対象となる工事

次の要件を全て満たす工事

- ① 空き家を解体し、原則、敷地全体を更地にする工事(家財、動産は除く)
- ② 年度内に完了する工事
- ③ 建設業法または建設リサイクル法による、登録を受けた業者が行う工事
- ④ 他の同種の補助金等の交付を受けていない工事
- ⑤ 補助金の交付決定後に着手した工事

補助金額 解体工事費の3分の1

- ・ 市内業者が施工：上限30万円
- ・ 市外業者が施工：上限20万円

※本年度から、上限額の引き下げを行いました。

申請後、工事金額が増額があっても、補助金額は変更できません。また、完了時に見積額を下回る場合、補助金額が変更になる場合があります。

申請書類 危機管理課窓口にて配布(市☒からダウンロード可)

その他 先着順ではありません。予算額を上回った場合抽選します。申請は原則、所有者、相続人の方に限定します。前年度に申請して抽選に外れた方を、本年度の優先補助対象者とします。(再度の申請が必要。添付書類を一部省略可事前にお問い合わせください。)

申 6月1日(水)〜30日(木)の平日(午前9時〜午後5時)に申請書類を危機管理課へ持参

新町会長さんのご紹介

次のとおり町会長の交代がありましたので、お知らせします。(4月14日現在。敬称略)

町会名	会長名
大野原	高橋英夫
上寺尾	吉田忠之
下寺尾	島田知幸
下蒔田	島崎洋
中蒔田	岩田敬作
上蒔田	新井憲治
田村	原島眞治
中久那	落合敬三
栄	関田秋義
取方桜井	小菅繁夫
若御子	浅見芳弘
荒川日野	高野務
下白久	小林偉量
上白久	新井紀久
贄川	堀口芳之

地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員

—5月12日は民生委員・児童委員の日—

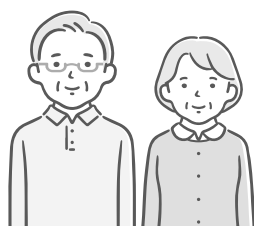
皆さんがお住まいの地域に、民生委員・児童委員と呼ばれる方がいるのをご存知ですか？

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。

市内には、全8地区の民生委員・児童委員協議会があり、毎月各民生委員・児童委員協議会ごとに定例会、また各会長・副会長が集まり役員会議などを行い、資質の向上を図っています。

地域に暮らす身近な相談相手として、住民のさまざまな相談に応じ、そして、その課題が解決できるよう行政機関をはじめ、必要な支援の「つなぎ役」になります。

福祉のことで困ったときは、お住まいの地域の民生委員・児童委員、主任児童委員までお気軽にご相談ください。



☎ 社会福祉課 25-5204